

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業および
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の申請について

令和元年12月26日
千葉県

令和元年度補正予算での食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業（以下、緊急整備事業とします。）、および令和2年度予算での食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（以下、整備事業とします。）を申請される場合は、以下の記載・注意事項に従い、実施計画書等の提出を行ってください。

1. 提出に必要な書類

ア. 実施計画書

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱（案）（以下、実施要綱案とします。）内の別紙様式第1号

※表紙は、事業実施主体の代表者印及び社印等を押印した書類のPDF及び郵送にて送付ください。なお、実施要綱が施行され、文章番号が確定した際には、再度その番号等を付記の上、提出いただく予定です。

※その他の各書類は、Excelファイル及び書面にて提出ください。

イ. 実施要綱案 別紙様式第1号内（添付書類）に定められた各書類

※各書類は、PDFまたは電子データ、および書面にて提出ください。

ウ. その他、様式の記入及び県からの要望等において、追加で用意が必要な文書・パンフレットなど

2. 提出先

申請される場合は、整備の対象となる申請者の製造・中間加工商品に応じて、あらかじめ次ページの連絡先に御一報いただくとともに、担当課の指導等を通じて、所定の電子データ・書類等を提出してください。

	問い合わせ・提出先
水産物・水産加工品※	千葉県農林水産部水産局水産課 流通加工班 担当：坂本 TEL：043-223-3045 FAX：043-221-3425 E-mail：suishinkou@mz.pref.chiba.lg.jp
水産物・水産加工品以外の食品(加工食品、酒類等)※	千葉県商工労働部産業振興課 バイオ産業振興班 担当：神波(かんば) TEL：043-223-2725 FAX：043-222-4555 E-mail：sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp
上記以外の食品	千葉県農林水産部流通販売課 販売・輸出促進室 担当：小林 TEL：043-223-3086 FAX：043-227-8307 E-mail：3086hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

※成田市公設地方卸売市場の輸出拠点化整備に関する案件は、

商品の種類に関わらず農林水産部流通販売課へ御一報、御提出ください。

※御一報後、緊急整備事業（令和元年度補正予算）、整備事業（令和2年度当初予算）のどちらで要望されるか、あらかじめ確認させていただくとともに、必要によって協議させていただく予定です。

【参考】緊急整備事業（令和元年度補正予算）と整備事業（令和2年度当初予算）の主な支援内容の異なる点：

交付金の上限、下限額 ※事業概要図等を御参考ください。

※千葉県庁の住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

3. 提出期限 令和2年1月24日（金）

4. 注意事項

(1) 緊急整備事業（令和元年度補正予算）、整備事業（令和2年度予算）双方の要望調査を、今回実施させていただきます。

整備事業（令和2年度予算）は、今後、国から実施要綱案が示され、追加で必要となるデータ・書類等が確認された場合は、当該データ・書類等についても提出願います。

(2) 各電子データの電子メール送付にあたり、県のメールシステムの都合上、3MB以上（※ファイルの合計を含む）の添付ファイルが含まれたメールを受信出来ないため、当該データを添付したメールを送付する

場合は、添付データを3MB以下に分割し、複数のメールで送付いただくか、データ送信ツールを通じて送付してください。

- (3) 本事業の要件の一つとして、GFP（農林水産物・輸出促進プロジェクト）に会員登録してあることが必要です。

参考：GFPサイト <https://www.gfp1.maff.go.jp/>

- (4) 国の各予算決定までに実施要綱案が変わる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

- (5) 申請書の書類や採択基準への不備、事業対象外の申請等が確認された場合は、受付しません。

また、申請されても、国の採択結果によっては、事業が採択されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

- (6) 必要に応じて、申請書の記載事項等について個別に伺わせていただきますので、併せて御了承ください。